



各 位

2016年4月28日

会社名 日立化成株式会社  
代表者名 執行役社長 丸山寿  
(コード番号 4217 東証第一部)  
問合せ先 経営戦略本部コーポレートコミュニケーションセンター長  
高松明彦  
(電話: 03-5533-7148)

## コンデンサ事業に関する米国司法省との合意について

日立化成株式会社（以下、当社）は、2016年4月27日（米国時間）米国司法省との間で、コンデンサ事業について当社のグループ会社が米国独占禁止法に違反したとして、罰金の支払い等を内容とする司法取引に合意いたしました。

お客さま、株主をはじめ関係者の皆さんに、ご心配とご迷惑をお掛けしましたことをお詫び申し上げます。

当社は、今回の事件が当社のグループ会社で発生したことを深く反省し、信頼回復に向け、グループ会社に対するガバナンスを一層強化する等、再発防止策を講じてまいります。

記

### 1. 経緯

2014年3月米国司法省より証拠提出命令書を受領後、当社グループは、コンデンサ事業に関する調査に協力してまいりました。この過程で、2002年8月から2010年3月の間に行われた電解コンデンサの取引の一部に関し、当社グループ会社の一部の従業員が米国独占禁止法に違反する行為を行っていた事実が確認されたことから、このたび、当社は、米国司法省との間で司法取引契約を締結することを決定いたしました。

### 2. 業績への影響

今回の司法取引合意に伴い罰金の支払いが生じますが、これによる当社2017年3月期連結業績予想(2016年4月25日発表)の変更はありません。

### 3. 再発防止策

当社は、これまででも独占禁止法の遵守をコンプライアンス経営の重要課題の一つと位置づけ、グループ全体に対して、コンプライアンスの徹底を推進してきました。しかしながら、今回徹底が不十分であったと深く反省しております。今後は信頼回復に向け、当社経営トップの指揮の下、当社の法務・コンプライアンス担当部門が主導し、これまで以上に当社グループ全体でコンプライアンスの徹底を進めてまいります。

具体的には、国内外の各グループ会社にコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス責任者を置き、独占禁止法をはじめとするコンプライアンス教育を職種別、階層別に推進し、各職場単位で一層の意識啓発を進めることで、独占禁止法遵守の徹底に努めてまいります。

以上